

第1章 「市場」～環境とビジネス～

人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあり、環境や自然資本の安定性は脅かされ、気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの世界的危機に直面しています。経済社会活動は、自然資本（環境）という基盤の上に成り立っており、これらの危機の克服は最重要課題の一つです。持続可能な社会に向けては、経済社会システムをネット・ゼロ（脱炭素）で、循環型で、ネイチャーポジティブ（自然再興）なものへと転換する統合的アプローチが必要です。昨年5月に閣議決定した第六次環境基本計画では、環境政策が目指すべき社会の姿として、「循環共生型社会」の構築を掲げ、現在のみならず、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現を目指すこととしています。

第1章では、「新たな成長」を導く経済活動について、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムを構築し、環境価値への適切な評価や、自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる資本システムへの長期的な視野に基づく投資を促していく取り組みについて、世界、我が国の環境問題や気象災害、それがもたらす経済的影響等も踏まえながら解説します。

第1節 世界・我が国の環境問題と経済的影響

世界の平均気温は上昇傾向にあり、1970年以降、過去2000年間のどの50年間よりも気温上昇は加速しています。世界の平均気温の上昇は、我が国も含め、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加を更に拡大させ、それに伴って、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸念されています。まさに人類は深刻な環境危機に直面しているといえます。

国連環境計画（UNEP）は、「早急に行動を起こさなければ、世界全体の気温上昇は間もなく1.5℃を超え、今世紀末までに産業革命以前と比べて2.6℃から3.1℃という破滅的な上昇に達する可能性がある」と強調しました。また、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）総会第11回会合では「生物多様性、水、食料及び健康の間の相互関係に関するテーマ別評価（ネクサス・アセスメント）」にて、「世界は、生物多様性の損失、水と食料の不安、健康、気候変動という相互に関連し、増大する危機に直面している。それぞれの危機に、個別に単独で対応するという現状の取組は非効果的かつ非生産的である。」と述べられています。第1節では、我々が直面する環境問題とその経済的影響等について概観します。

1 気候変動の状況、科学的知見と経済的影響

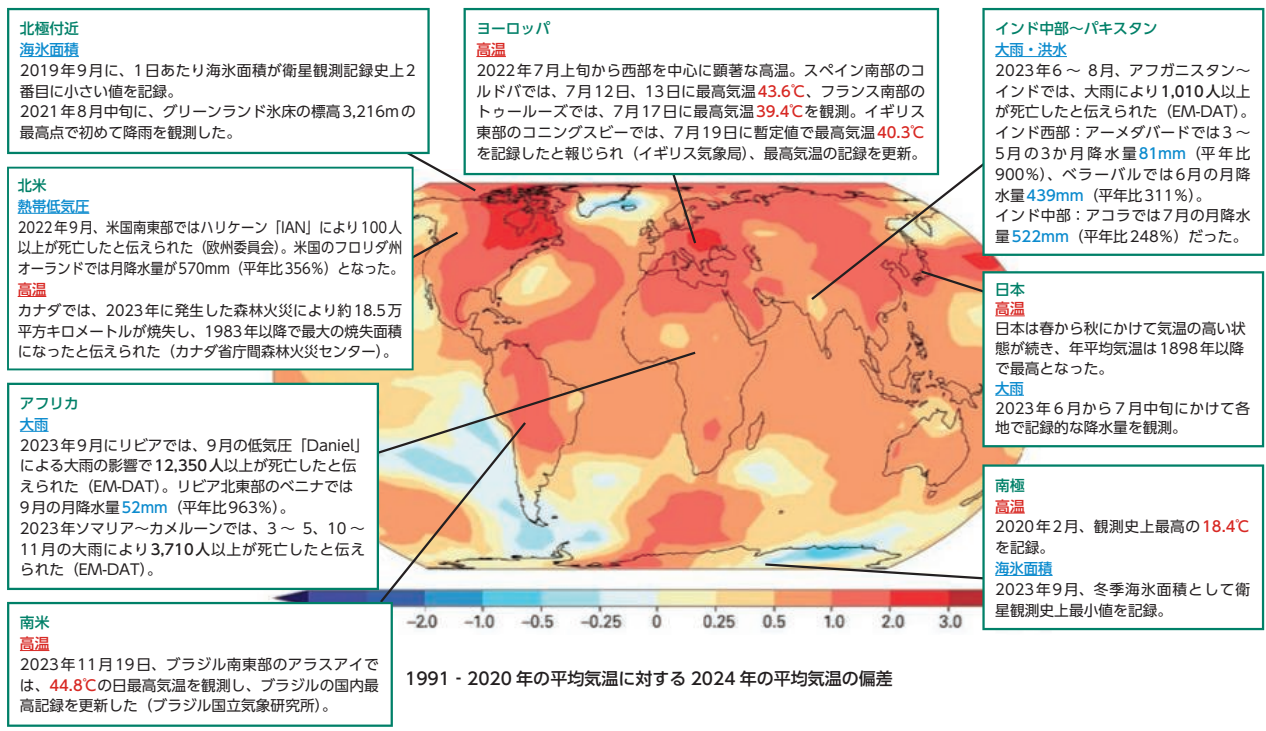
(1) 近年の国内外の気象災害

気象庁の報告によれば、2024年も世界各地で様々な気象災害が見られました。また、世界気象機関（WMO）は、2024年が観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約1.55℃上昇と、単年ではあるが初めて1.5℃を超えたことを発表しました。

例えば、サウジアラビアでは、リヤド国際空港において6～8月の3か月平均気温37.6℃（平年差+1.8℃）を記録しました。また、6月の熱波により1,300人以上が死亡したと伝えられました。アメリカ

カ南西部の夏（6～8月）の3か月平均気温は、夏としては1895年以降で最も高くなりました。また、中国南部～東南アジアでは、7月の台風第3号、9月の台風第11号、10月の台風第20号や大雨の影響により合計で1,240人以上が死亡したと伝えられました（写真1-1-1）。スペイン東部では、10月の大雨により230人以上が死亡、東アフリカ北部～西アフリカでは、3～9月の大雨により合計で2,900人以上が死亡したと伝えられました（写真1-1-2）。我が国においては、夏（6～8月）の平均気温年差は東日本で+1.7℃、西日本で+1.4℃、沖縄・奄美で+0.9℃となり、1946年の統計開始以降、夏として西日本と沖縄・奄美では1位、東日本では1位タイの高温となりました。5月から9月の全国における熱中症救急搬送人員の累計は97,578人となり、昨年度同期間と比べると6,111人増加しており、2008年の調査開始以降、最も多い搬送人数でした。また、夏の降水量は、6～7月の梅雨前線と8月の台風第10号などの影響を受けた東日本太平洋側でかなり多く、低気圧や前線の影響を受けやすかった北日本日本海側と7月の台風第3号の影響で大雨となった沖縄・奄美でも多くなりました。このほか、台風の影響では、台風第5号は、岩手県に上陸した後、ゆっくりした速度で東北部を横断し、岩手県では記録的な大雨となりました。台風が東北地方の太平洋側から上陸したのは1951年の統計開始以降3回目です。また、台風第10号は、日本付近で動きが遅くなり、非常に強い勢力で奄美地方、九州南部に接近し、強い勢力で鹿児島県に上陸した後、西日本を横断しました（写真1-1-3）。日本付近で台風の動きが遅かったため、台風本体の雨雲や暖かく湿った空気の影響が長く続き、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となりました。

図 1-1-1 近年の世界各地の異常気象



資料：[WMO State of the Global Climate 2024]、気象庁HP、JAXA HPより環境省作成

写真1-1-1 ベトナムの台風被害の様子



資料：ABACA PRESS/時事通信フォト

写真1-1-2 ケニアの大雨の洪水被害の様子



資料：AFP＝時事

写真1-1-3 宮崎県の台風被害の様子



資料：時事

コラム



気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「気候変動と都市に関する特別報告書」第1回主執筆者会合

IPCCの第6次評価報告書において、世界の人口の55%が暮らしている都市は、地球温暖化の影響をより強く受ける地域とされています。IPCCは、7回目の評価報告書の一つとして、「気候変動と都市に関する特別報告書」の作成を進めています。その第1回主執筆者会合が、環境省の支援により、2025年3月10日から14日にかけて大阪にて開催されました。この会合は、特別報告書を執筆する日本を含む世界各国の専門家が集まり、執筆内容を検討するもので、全4回の会合のうち1回目のもので、今後、2027年の特別報告書の公開に向けて、専門家等による執筆・査読が行われます。

オープニングセッションでの小林史明環境副大臣及びIPCC議長団らの集合写真



資料：環境省

(2) 気象災害等による経済的影響

国連防災機関（UNDRR）は、1998年～2017年の20年間に自然災害によって世界全体で130万人が死亡し、経済損失額は2兆9,080億ドルに上るとの報告書をまとめました。このうち大半の77%の2兆2,450億ドルは気象災害で、その前の20年間と比べると、2.5倍に増加しています。国別の経済損失では米国の9,448億ドルが最大であり、これは2005年のハリケーン・カトリーナや2017年のハーベイ、イルマなどの大型ハリケーンによる被害が大きかったためです。次いで、大洪水や四川大地震などに見舞われた中国（4,922億ドル）が2位、東日本大震災などで大きな被害を受けた日本（3,763億ドル）は3位となっています（図1-1-2）。

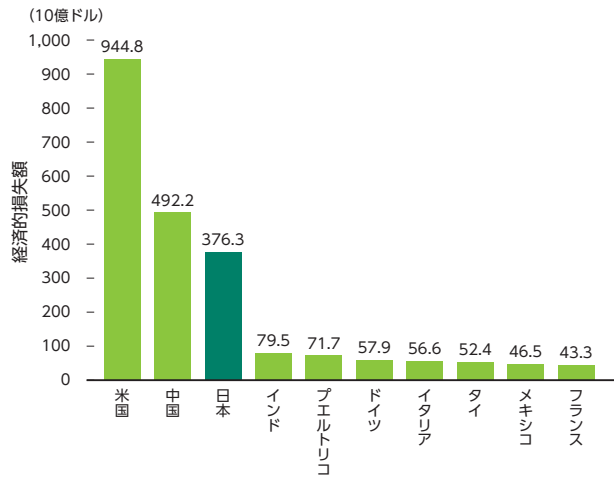
1998年～2017年の20年間の世界全体における自然災害発生件数は7,255件であり、このうち、洪水、暴風雨、干害、熱波などの気象災害が多くなっています。特に、洪水と暴風雨による被害が多く、その件数は前20年間に比べて2.2倍に増加しました（図1-1-3）。

WMOによると、1970年から2019年までの50年間で1万1,000件以上の気象災害が発生し、200万人以上が死亡、経済損失は3兆6,400億ドルに達しています。2023年の我が国においては、「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号」や「令和5年6月29日からの大雨」、「令和5年7月15日からの大雨」、「令和5年台風第7号」等により、広範囲で河川の氾濫等による被害が発生し、これらの災害による農林水産関係の被害額は1,928億円でした。

2023年に公表されたIPCC第6次評価報告書（AR6）統合報告書では、人為的な影響は1950年以降、熱波と干ばつが同時発生する頻度の増加を含む、複合的な極端現象の発生確率を高めている可能性が高いとしており、気象と気候の極端現象の増加によって、何百万人もの人々が急性の食料不安にさらされるとともに、世界の人口の約半分が現在、少なくとも1年の一部の期間、気候駆動要因及び非気候駆動要因に起因する深刻な水不足に陥っているとしています。また、約33～36億人が生活している気候変動に対する脆弱性が高い地域では、2010～2020年の洪水、干ばつ、暴風雨による人間の死亡率は、脆弱性が非常に低い地域と比べて15倍高かったと報告しています。さらに、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないこと、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらす、考慮されたシナリオ及びモデル化された経路において最良推定値が短期のうちに1.5℃に達する、との見通しが示され、この10年間に行う選択や実施する対策は現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いことも指摘されました。

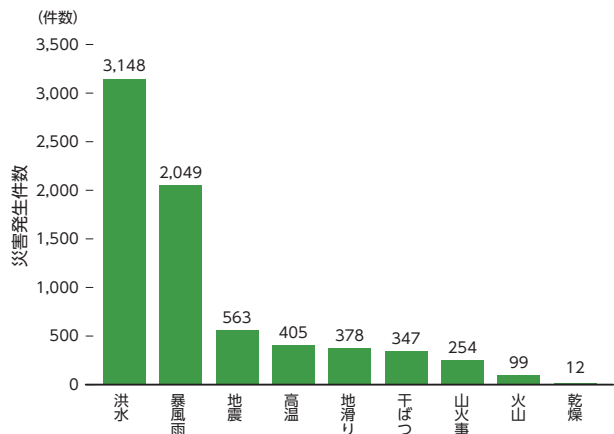
国立研究開発法人国立環境研究所らの研究グループは、パリ協定で定めた2℃目標を含む複数の異なる温室効果ガス排出の将来シナリオ、並びに異なる人口やGDPといった社会経済の将来状況の仮定の下での大規模なシミュレーションを実施し、地球温暖化によって生じる経済的な被害額の推計を行い、成果を公表しました。21世紀末における全世界での地球温暖化による被害額は、最も悲観的なシナリ

図1-1-2 国別の自然災害による経済損失額（1998年～2017年）



資料：UNDRR [Economic losses, poverty & disasters: 1998-2017]

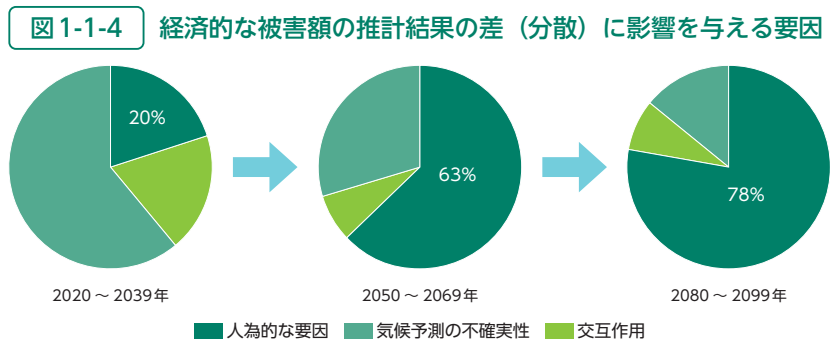
図1-1-3 世界全体における災害別発生件数（1998年～2017年）



資料：UNDRR [Economic losses, poverty & disasters: 1998-2017]

オ（SSP3-RCP8.5）において世界全体のGDPと比較して3.9～8.6%に相当するものであると推計されました。一方で、パリ協定の2℃目標を達成し、かつ、地域間の経済的な格差等が改善されるシナリオ（SSP1-RCP2.6もしくはSSP2-RCP2.6）においては、被害額は世界全体のGDPの0.4～1.2%相当に抑えられるという結果になっています。

温室効果ガスの排出削減や社会経済状況の改善といった人為的な要因と気候予測の不確実性が被害額の推計結果の差に対して寄与する割合についても明らかになっています。比較的近い将来（2020～2039年）においては、気候予測の不確実性が大きな割合を占めています。すなわち、仮に温室効果ガス排出削減等の地球温暖化対策を取ったとしても、その効果よりも、気候予測の不確実性の方が大きく、対策の効果は必ずしも明確ではないことを意味しています。しかし、この関係は21世紀の中盤には逆転し、人為的な要因の占める割合が大きくなっています（2050～2069年においては63%、2080～2099年においては78%）。これらの結果は、中長期的には、気候モデルの違いによる結果の不確実性を考慮してもなお、人為的な温室効果ガスの排出削減や社会経済状況の改善は、地球温暖化による被害を大きく軽減させる効果があることを示しています（図1-1-4）。



備考：SSPとRCPの違いに起因するものを人為的な要因、気候モデルの違いに起因するものを気候予測の不確実性としている

資料：国立研究開発法人国立環境研究所、国立大学法人茨城大学、国立大学法人京都大学、芝浦工業大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人東京大学、国立研究開発法人農研機構、立命館大学「複数分野にわたる世界全体での地球温暖化による経済的被害を推計－温室効果ガス排出削減と社会状況の改善は被害軽減に有効－」

2 生物多様性の損失の状況と経済的影響

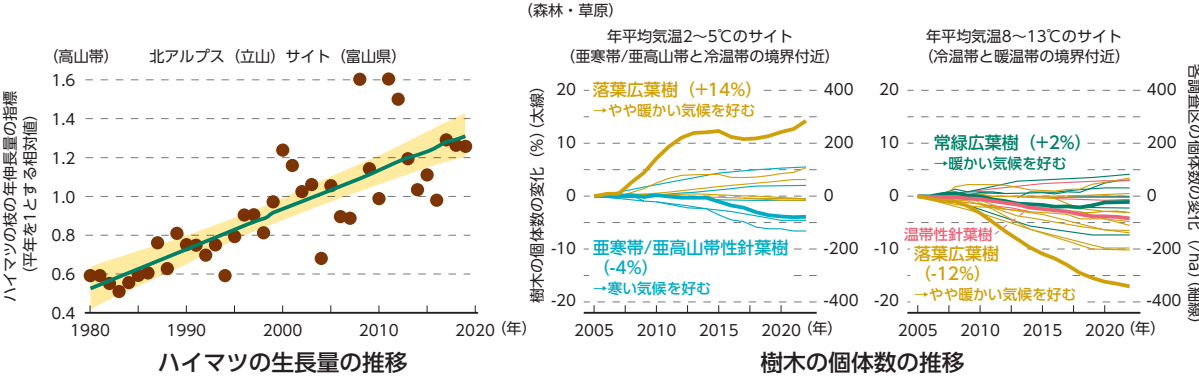
IPBESが2019年に公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では全陸地面積のうち、人間活動による影響が最小限であり生態的及び進化的プロセスが機能している面積は25%程度に過ぎず、全世界の海洋のうち、人間活動の影響を全く受けていない面積はわずか3%であるとされています。また、過去50年間の地球上の種の絶滅は、過去1,000万年の平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでいるとしており、地球全体の自然は人類史上かつてない速度で変化していると指摘しています。国際自然保護連合（IUCN）が2024年に公表した絶滅のおそれのある世界の野生生物のリスト、いわゆる「レッドリスト」の最新版では、絶滅危惧種の数は一年前と比較して約2,300種増え、合計で4万6,337種に上っています。

近年、このような生物多様性の損失は、自然資本の劣化とともに、社会経済的なリスクとして認識されており、2025年1月に世界経済フォーラム（WEF）が発表した「グローバルリスク報告書2025」では、向こう10年間で世界のGDPや人口、天然資源に甚大な影響を及ぼし得るリスクとして、生物多様性の損失及び生態系の崩壊が、異常気象に次いで第2位に位置付けられています。

コラム 様々な生態系における気候変動の影響

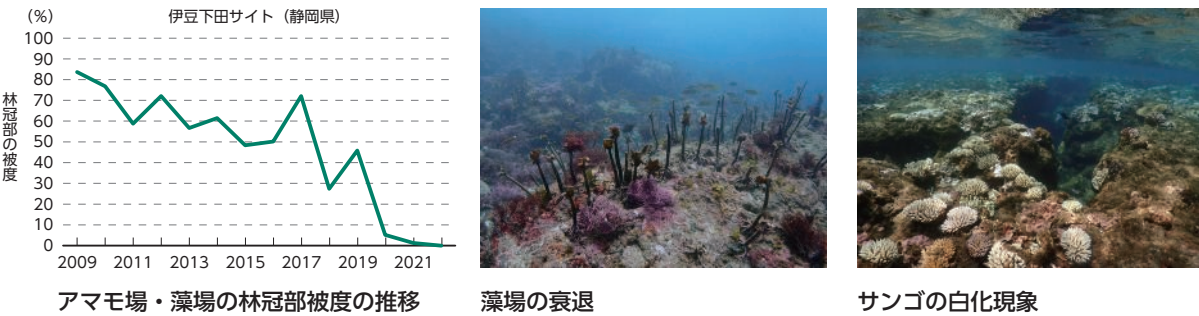
全国の約1,000か所の自然環境を毎年調査している「モニタリングサイト1000」事業では、日本を代表する生態系の変化状況を把握（モニタリング）しており、2024年10月には、これまでの20年間の調査で明らかになった日本の自然の変化・異変などの概要をまとめた「モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版」を公表しました。気候変動の影響として、陸域では、高山帯でのハイマツの生長量の増加、森林での暖かい気候を好む樹種の増加および寒い気候を好む樹種の減少、里地での南方系チョウ類の増加等の傾向が見られます。海域では、各地のアマモ場・藻場の衰退・消失が見られ、サンゴ礁では夏期の高水温が原因とみられる白化現象が頻繁に見られるようになっていきます。

陸域の生態系における気候変動の影響



資料：環境省

海域の生態系における気候変動の影響



資料：環境省

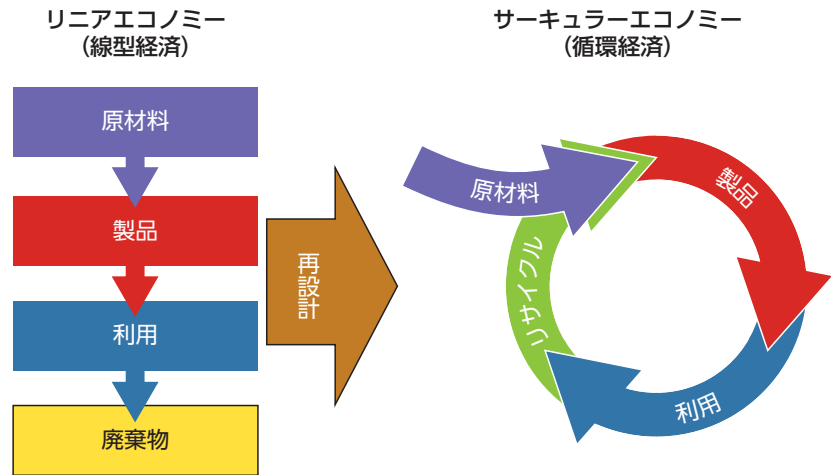
3 線形経済から循環経済へ

使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失など様々な環境問題にも密接に関係しています。例えば、国連環境計画国際資源パネル（UNEP IRP）の「世界資源アウトルック2024」では、世界の天然資源の採取と加工が、地球全体の温室効果ガス排出量の要因の55%以上、陸域の生物多様性の損失と水ストレスの要因の90%以上、粒子状物質による健康影響の要因の最大40%を占めており、これら採取・加工による気候及び生物多様性への影響は、気候変動を1.5℃未満に抑制し生物多様性の損失を防ぐための目標をはるかに超過していると指摘されており、資源効率性・循環性を向上させ天然資源利用の削減を進める取組は気候変動対策や生物多様性保全を始めとする環境負荷削減策としても極めて重要です。

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の

延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要です。具体的には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵となります（図1-1-5）。環境制約に加え、産業競争力強化、経済安全保障、地方創生、そして、質の高い暮らしの実現によるウェルビーイングの向上にも資する循環経済への移行を進めることは、関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題であり、バリューチェーン全体での徹底的な資源循環を促進する必要があります。

図1-1-5 線形経済から循環経済へ



資料：オランダ政府「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」より環境省作成

第2節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向

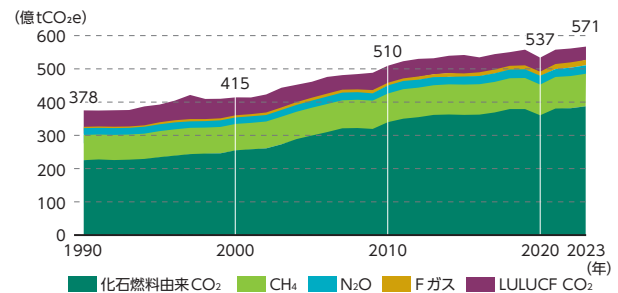
1.5℃目標の実現に向け、炭素中立型経済社会への移行を加速することは重要といえます。我が国は、1.5℃目標と整合的な形で、「2050年ネット・ゼロ（2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ）の実現」「2030年度46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」という目標を掲げており、2023年度時点で2013年度比27.1%削減と着実に実績を積み重ねてきています。また、令和7年2月に閣議決定された改定地球温暖化対策計画において、「2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減する」という新たな目標を設定しました。第2節では、世界、我が国の温室効果ガスの状況と、我が国の地球温暖化対策の目指す方向性、動向について解説します。

1 温室効果ガスの状況

UNEPが公表する「Emissions Gap Report 2024」によれば、2023年の世界の温室効果ガス総排出量は、前年から1.3%増加し、全体でおよそ571億トンCO₂となり、過去最高に達しました（図1-2-1）。

我が国の2023年度の温室効果ガス排出・吸収量（温室効果ガス排出量から吸収量を引いた値）は、10億1,700万トンCO₂換算であり、2022年度から4.2%（4,490万トンCO₂換算）減少しています（図1-2-2）。その要因としては、電源の脱炭素化（電源構成に占める再生可能エネルギーと原子力の合計割合が3割超え）や製造業の国内生産活動の減少によるエネルギー消費量の減少等が挙げられます。また、2013年度からは27.1%（3億7,810万トンCO₂換算）減少し、2050年ネット・ゼロに向けた減少傾向を継続しています。

図1-2-1 世界の人為起源の温室効果ガス排出量（1990-2023年）

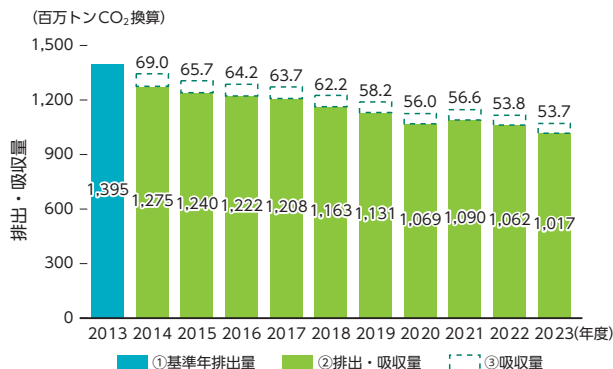


資料：UNEP「Emissions Gap Report 2024」より環境省作成

森林、農地土壌、ブルーカーボン等の吸収源対策については、2023年度の吸収量は前年度とほぼ同量の5,370万トンCO₂換算（2022年度は5,380万トンCO₂換算）となり、2013年度排出量からの削減量（3億7,810万トンCO₂換算）の14.2%に相当する吸収量を確保しました。

またCO₂吸収型コンクリート等のCCU技術については、対象技術を新たに追加し、2023年度の吸収量（CO₂固定量）は約121トン（2022年度は約27トン）となりました。

図1-2-2 我が国の温室効果ガスの排出・吸収量



2 地球温暖化対策計画の改定

気候変動は人類共通の待ったなしの課題であり、1.5°C目標の実現に向けては、世界全体で取組を進めていくことが極めて重要です。

我が国は、2021年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画に基づき、2030年度の温室効果ガス削減目標（2013年度比46%削減。さらに50%の高みに向けた挑戦の継続。）の実現に向けた対策・施策を実施してきましたが、2025年2月に、2030年から先の温室効果ガス削減目標及びその目標実現に向けた対策・施策を含む新たな地球温暖化対策計画を閣議決定しました。

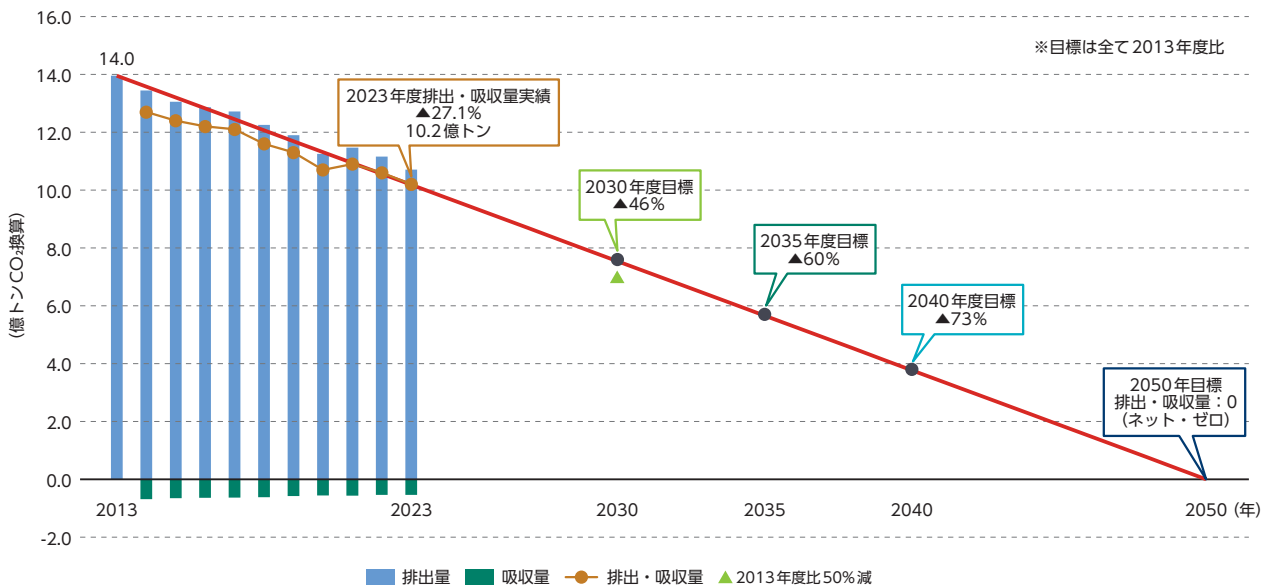
この計画の策定に当たっては、2024年6月から環境省と経済産業省による合同審議会において9回にわたり審議を行うとともに、エネルギー政策についての今後の方向性を示す「エネルギー基本計画」及び、脱炭素投資を促すため2040年頃の目指すべきGX産業構造、GX産業立地政策等の方向性を提示する「GX2040ビジョン」と一体的に検討を進めました。合同審議会における議論やパブリックコメントの結果も踏まえ、2025年2月18日に、「エネルギー基本計画」「GX2040ビジョン」と同時に、「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

この計画においては、世界全体での1.5°C目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指しています。また、この目標について、同日「日本のNDC（国が決定する貢献）」として、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に提出しました。

今後、政府・自治体、企業、国民がこの目標を共有し、実現に向けて行動することが極めて重要です。目標の実現に向けた施策について、関係省庁が連携しながら推進するとともに、フォローアップを通じ柔軟な見直し・強化を図ることで着実に進めていきます（図1-2-3）。

国際的には、2025年1月に米国がパリ協定からの脱退を表明しましたが、我が国としては、地球温暖化対策計画等に基づき、脱炭素と経済成長の同時実現を目指し、国際情勢も踏まえながら、2050年ネット・ゼロの実現に向けた取組を着実に進めていきます。また、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の枠組み等を活用しつつ、アジア地域を始めとする世界の排出削減・吸収に最大限貢献していきます。

図1-2-3 我が国の新たな削減目標（NDC）



3 GXの実現に向けて

パリ協定の発効以降、世界各国は脱炭素への取組を加速しており、脱炭素への取組を通じて経済成長や産業競争力の強化を目指す動きが急激に強まっています。GX（グリーントランスフォーメーション）実現の成否が企業・国家の競争力を左右する時代に突入しており、我が国としても、2022年7月から開催しているGX実行会議において、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換し、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の3つの同時実現を目指すGXの議論を進めてきました。

将来にわたってエネルギー安定供給を確保するためには、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造への転換が必要です。そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、エネルギーの安定供給の確保を大前提として、徹底した省エネの推進、再エネの主力電源化、原子力の活用等に取り組んでいきます。

また、国際公約達成と、我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けては、様々な分野で投資が必要となります。その規模は、一つの試算では今後10年間で150兆円を超えるとされ、この巨額のGX投資を官民協調で実現するため「成長志向型カーボンプライシング構想」を速やかに実現・実行していく必要があります。具体的には、「成長志向型カーボンプライシング構想」の下、「脱炭素経済構造移行債（以下「GX経済移行債」という。）」等を活用した20兆円規模の大胆な先行投資支援（規制・支援一体型投資促進策等）を行っていくとともに、カーボンプライシング（排出量取引制度・化石燃料賦課金）によるGX投資先行インセンティブ及び新たな金融手法の活用の3つの措置を講ずることとされています。

これらの早期具体化及び実行に向けて、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（GX推進法）」、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（GX脱炭素電源法）」が2023年5月に成立し、同年7月には、GX推進法に基づいて「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX推進戦略）を閣議決定しました。「GX経済移行債」を活用した「投資促進策」の具体化に向けては、同年12月、重点分野ごとのGXの方向性や投資促進策等を示した、分野別投資戦略を取りまとめました。2024年2月には、GX経済移行債の個別銘柄であるクライメート・トランジション利付国債の初回入札が行われました。2025年2月までに計約3.0兆

円が調達され、GX推進対策費の各事業に充当されています。排出量取引制度の本格稼働に向けては、環境省及び経済産業省を共同事務局として、2024年5月に「GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会」を設置し、法的論点の抽出や学術的・実務的な観点からの考え方の整理を行いました。また同年9月には、内閣官房に「GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ」が設置され、産業界や関係団体、有識者等からのヒアリング等を通じ、本格稼働後の排出量取引制度についての論点整理を行いました。これらを基に、GX実行会議での議論を経て、排出量取引制度の詳細設計や化石燃料賦課金の基本的考え方等を盛り込んだ「GX2040ビジョン」が示され、2025年2月には、それらの骨格を規定したGX推進法改正案を閣議決定しました。今後、制度の詳細設計など、「成長志向型カーボンプライシング構想」の更なる具体化を通じ、官民協調でのGX投資を促進し、我が国のGXへの取組を加速していきます。

第3節 持続可能な社会に向けたグリーンな消費

第六次環境基本計画では、経済全体を「量から質」「高付加価値」「線形から循環型」なものへと転換し、持続可能な生産と消費を実現すると同時に、労働生産性や賃金の向上にも貢献し、そのために、外部不経済の内部化など市場の失敗の是正を含めた経済システムのグリーン化を進めるとともに、市場メカニズムを有効に活用しつつ、環境保全に資する国民の創意と工夫、行動変容を促していくことが不可欠であるとしています。ESG投資のように、機関投資家等が企業の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える動き等が主流化している潮流を踏まえ、気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する投融資など、持続可能な社会の構築へと資金の流れをシフトする環境金融の拡大を図っていきます。第3節では、持続可能な社会に向けたグリーンな消費の実現のために、サステナブルファイナンスや環境産業の市場規模の動向、市場における企業の環境情報の開示の取組等について解説します。

1 サステナブルファイナンス（ESG金融）の発展

(1) ESG金融

持続可能な社会の実現に向けて産業・社会構造の転換を促すには、巨額の資金が必要であり、民間資金の導入が不可欠です。また、持続可能な社会の構築は、金融資本市場や金融主体自身にとっても便益をもたらすものであり、ESG金融（環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった非財務情報を考慮する投融資）に係る取組が自らの保有する投融資ポートフォリオ全体のリスク・リターンの改善につながる効果があるとも期待されます。さらに、ESG要素を投融資の判断に組み込むことは、ESGに係る投融資先のリスクの低減や、新しい投融資機会の発見にもつながります。こうした背景から、脱炭素社会への移行や持続可能な経済社会づくりに向けたESG金融を始めとしたサステナブルファイナンスの推進は、SDGsを達成し持続可能な社会を構築する上で鍵となり、世界各国でも政策的に推進され、欧米から先行して普及・拡大してきました。このような持続可能な社会を実現するための資金の流れは、我が国においても近年拡大してきました。

こうした中で、環境省では、金融・投資分野の各業界トップと国が連携して、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動する場として2019年2月より「ESG金融ハイレベル・パネル」を開催しています。また、ESG金融又は環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた機関投資家・金融機関・企業等に対して、その優秀な取組を表彰し、広く社会で共有することにより、ESG金融の更なる普及・拡大とその質の向上につなげることを目的として、2019年度より「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」を開催しています。

加えて、再生可能エネルギー、グリーンビルディング、資源循環、生物多様性・自然資本等、グリーンプロジェクトに対する投資を資金使途としたグリーンボンドについて、環境省では2017年より国際資本市場協会（ICMA）等が作成している国際原則に基づき国内向けのガイドラインの策定等により国内への普及に向けた取組を進めています。その一方で、世界の市場では、特に気候変動分野を中心に、いわゆる「グリーンウォッシュ」への対応など品質確保の観点が課題となっており、EUにおけるタクソノミー規制の策定を始めとして、各国による政策的な対応も進んでいます。このような国内外の動静や国際原則の改定を踏まえ、我が国のサステナブルファイナンス市場を更に健全かつ適切に拡大していく観点から、環境省では「グリーンファイナンスに関する検討会」において2024年11月に「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2024年版」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2024年版」を策定しました。策定に当たって、国際原則の和訳部分と国内向けの解説部分を整理し、同ガイドライン2022年版と比較して大幅な構成の変更を行いました。また国際原則の改訂の反映に加えて、国内市場の現状を踏まえて、特にサステナビリティ・リンク・ローンに係る留意点を追記しています。

(2) ESG 地域金融

地域の金融機関には、地域資源の持続的な活用による地域経済の活性化を図るとともに、地域課題の解決に向けて中心的な役割を担うことが期待されています。このような環境・経済・社会面における課題を統合的に向上させる取組は、地域循環共生圏の創造につながるものであり、地域金融機関がこの取組の中で果たす役割を「ESG地域金融」として推進することにより、取組を深化させていくことが重要です。

(ア) ESG 地域金融実践ガイド

環境省では、地域の持続可能性の向上や環境・社会へのインパクト創出等に資する地域金融機関の取組を支援し、事業の実施を通じて得られた知見や具体的な事例について取りまとめ、2020年4月に「ESG地域金融実践ガイド」として公表しました。以降、同ガイドを毎年改定し、金融機関としてESG地域金融に取り組むための体制構築や事業性評価の事例をまとめるとともに、事例から抽出された実践上の留意点や課題等についての分析を反映させることで、地域金融機関が参照しながら自身の取組を検討・実践する助けとなる資料となっています。

(イ) 地方銀行、信用金庫、信用組合等との連携

地域金融機関は地域循環共生圏の創造に向けて中心的な役割が期待されることもあり、地域の様々なセクターとの積極的な連携が図られています。地域金融機関との頻繁な意見交換や勉強会の開催のほか、気候変動関連情報を開示する枠組みである気候関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Climate-related Financial Disclosures：TCFD）提言、生物多様性・自然資本関連情報を開示する枠組みである自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures：TNFD）提言、さらには国際サステナビリティ基準審議会（The International Sustainability Standards Board：ISSB）によるサステナビリティ開示基準等に基づく情報開示の支援等を含めて各種の事業を通じて実際の案件形成・地域の課題解決をサポートしています。

事例



「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン」

令和6年度「ESG ファイナンス・アワード・ジャパン」で金賞（環境大臣賞）を授賞した取組の一部を紹介します。

○キリンホールディングス（環境サステナブル企業部門）

気候変動・自然資本・サーキュラーエコノミーを一体的に捉えた移行計画を策定。「キリングroup環境ビジョン2050」においても、相互連関している環境関連のマテリアリティを統合的なアプローチでの考え方に発展。国際的にも通用するサステナビリティリーダー企業の在り方を示すとともに、自然の恵みに依存する事業でのサステナビリティ改善に取り組んでいる点は他社の模範となることなどが高く評価され、環境大臣賞（金賞）の受賞に至った。

○静岡銀行（間接金融部門）

企業の脱炭素化とサステナブルな地域づくりに向けて、GHG排出算定ツール「しずおかGXサポート」を県内の全地域金融機関に開放し、地域脱炭素の進歩に大きく貢献する取組を推進。他の地域よりも関係ステークホルダーとの連携を一段と深めるなど、県内で共創関係を構築し、地域が一体となって脱炭素化に取り組むことで、中小企業のウェルビーイング向上も謳うなど、第六次環境基本計画に整合する先進的な取組を進めている点等が高く評価され、環境大臣賞（金賞）の受賞に至った。

第6回 ESG ファイナンス・アワード・ジャパン表彰式に出席する浅尾慶一郎環境大臣



資料：環境省

(3) 環境産業（市場規模、雇用規模）

環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、極めて重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たすものです。第六次環境基本計画では、「地上資源を基調とした循環共生型の社会」を目指し、環境価値を活用して、経済全体を高付加価値化していく必要があり、環境問題の解決に資する製品やサービス、技術に対する投資を一層拡大していくことが重要とされています。また、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、グリーン成長に資する脱炭素政策の推進が求められています。

近年、循環経済関連ビジネスの市場規模を始めとして、環境ビジネスの市場規模は成長しており、今後も我が国の経済成長を牽引する有望なビジネス分野として注目されています。我が国の環境ビジネスの市場規模・雇用規模については、2023年の市場規模は約130兆円、雇用規模は約292万人となり、2000年との比較では市場規模は約2.1倍、雇用規模は約1.5倍に成長しました。環境ビジネスの市場規模は、2009年に世界的な金融危機で一時的に落ち込んだものの、それ以降は着実に増加しています。

コラム



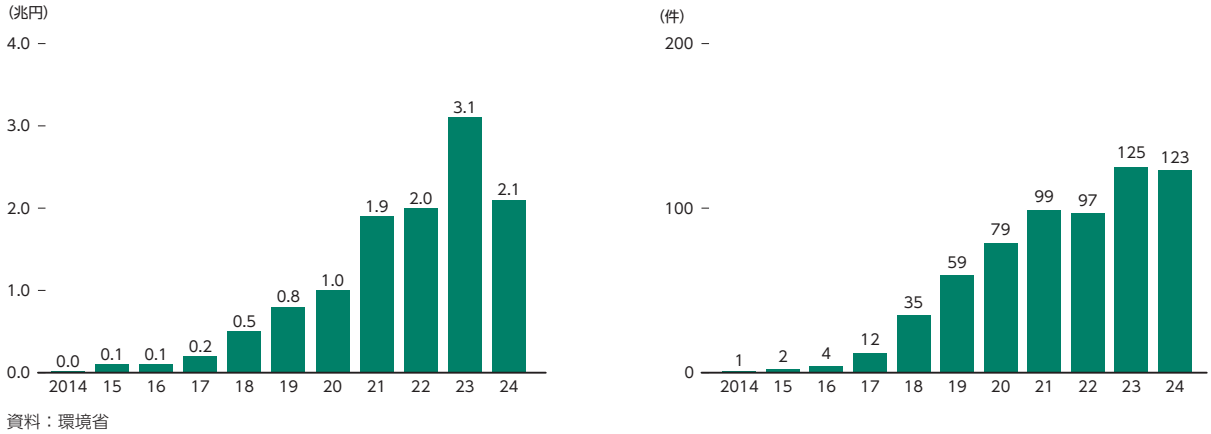
グリーンファイナンス市場の動向

2014年に日本国内初のグリーンボンドが発行されて以来、グリーンボンドの発行額は増加を続け、2023年には3兆円超に達しました。並行してサステナビリティ・リンク・ボンドやグリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローン等の市場も発展し、2024年におけるグリーンファイナンスの市場規模は、全体で4.3兆円（ボンド市場3.1兆円（グリーンボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティボンドの合計）、ローン市場1.2兆円（グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローンの合計））となり

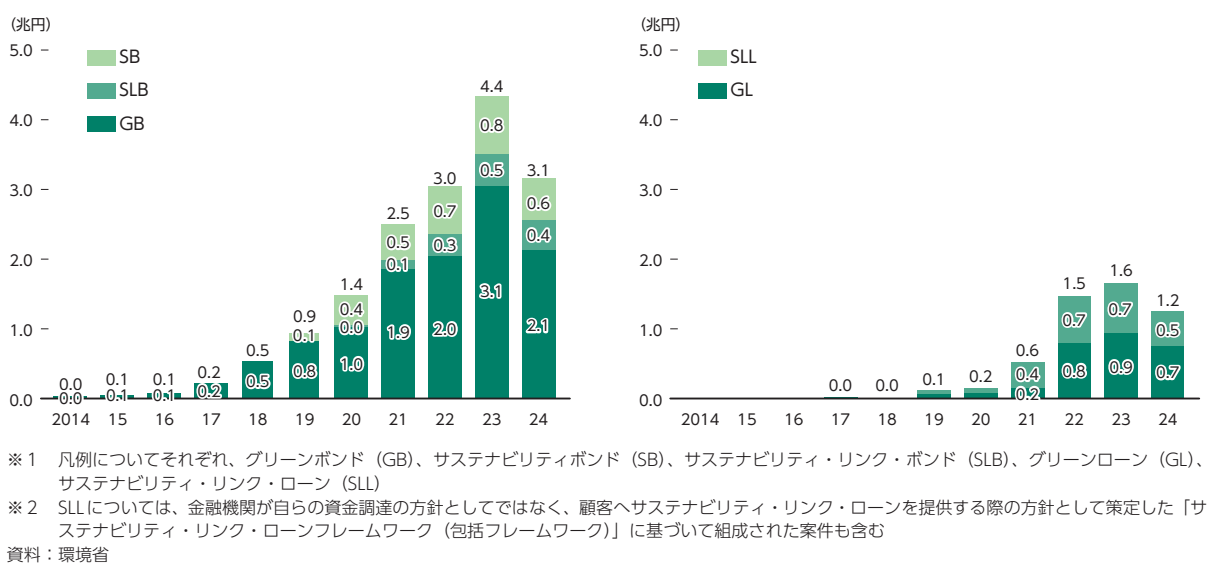
ました。前述の国際原則等に基づく国内向けガイドラインの策定やESG地域金融に係る取組等は、こうした市場の発展を支えてきた施策の一例です。

2024年に入り、グリーンボンドの発行額は前年を下回りましたが、グリーンファイナンス市場の状況は経済・金融環境や社債市場全体の動向にも大きく左右されるものであり、2050年ネット・ゼロの実現に向けては、グリーンファイナンスの重要性はより一層増していくことになります。また脱炭素分野だけでなく適応、自然資本・生物多様性、資源循環など様々な環境分野における期待も高まっているところです。グリーンファイナンスで資金調達を行った企業からは、「自社のサステナビリティの取組をアピールする良い機会となった。」、「新たな投資家や資金調達先を獲得することができた。」、「サステナビリティ経営の高度化につながった。」などの声も聞かれるところであり、金融機関においても、グリーンプロジェクトへの投融資を通じた収益と環境・社会貢献の両立や、新たな収益機会の増大等の利点があります。そういったメリットをより多くの企業・金融機関に感じてもらうことが、今後のグリーンファイナンス市場の更なる発展の鍵になります。

国内グリーンボンドの発行額・発行件数の推移



国内グリーンファイナンスの市場規模



2 企業の脱炭素経営や環境情報開示

(1) 気候変動を含む環境情報開示の拡大

近年、TCFD、TNFD、さらにはISSBによるサステナビリティ開示基準の公表等により、企業は金融機関や投資家から、気候・自然関連のリスクと機会、その対応について情報開示が求められるように

なりました。そのため、環境省では、国際動向に対応しつつ、企業価値の向上につながる取組手法の具体化や開示支援等を推進しており、2024年度からは、企業の持続可能な経営の実現に向けて炭素中立や自然再興に関する統合的な情報開示について勉強会等を開催し、企業の情報開示の実施・高度化を支援・促進しています。

金融庁では、2024年3月より、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループが開催され、気候変動を含め、投資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対話を行うに当たって必要となる情報を、信頼性を確保しながら提供できるよう、同情報の開示やこれに対する保証の在り方について検討が行われています。また、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）においては、2023年6月に最終化された国際基準（ISSB基準）を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）について、2024年3月に公開草案を公表、2025年3月に最終化されました。

(2) パリ協定に整合した科学的根拠に基づく中長期の温室効果ガス削減目標（SBT）

パリ協定の採択を契機に、パリ協定に整合した科学的根拠に基づく中長期の温室効果ガス削減目標（SBT）を企業が設定し、それを認定するという国際的なイニシアティブが大きな注目を集めています。2025年3月末時点で、認定を受けた企業は世界で7,469社、我が国でも既に1,479社が認定を受けています。サプライチェーンにおける温室効果ガスの排出は、燃料の燃焼や工業プロセス等による事業者自らの直接排出（Scope1）、他者から購入した電気・熱の使用に伴う間接排出（Scope2）、事業の活動に関連する他社の排出等その他の間接排出（Scope3）で構成されます。取引先がサプライチェーン排出量の目標を設定すると、自社も取引先から排出量の開示・削減が求められます。SBT認定を取得している日本企業の中でも、主要サプライヤーにSBTと整合した削減目標を求めるなど、サプライヤーに排出量削減を求める企業が増加しており、大企業だけでなく、サプライチェーン全体での脱炭素化の動きが加速しています。環境省は、SBT目標等の設定支援やその達成に向けた削減行動計画の策定支援、さらには、脱炭素経営に取り組む企業のネットワークの運営を行っています。

(3) 国際的イニシアティブ「RE100」

RE100とは、企業が自らの事業活動における使用電力を100%再生可能エネルギー電力で賄うことを目指す国際的なイニシアティブであり、各国の企業が参加しています。2025年3月末時点で、RE100への参加企業数は世界で444社、うち我が国の企業は91社にのぼります。日本企業では、建設業、小売業、金融業、不動産業など様々な業界の企業において、再生可能エネルギー100%に向けた取組が進んでいます。RE100に参加することにより、脱炭素化に取り組んでいることを対外的にアピールできるだけでなく、RE100参加企業同士の情報交換や新たな企業とのビジネスチャンスにもつながります。なお、中小企業・自治体等向けの我が国独自の枠組みである「再エネ100宣言 RE Action」は、2025年3月末時点での参加団体数は381にのぼります。各団体は遅くとも2050年までの再生可能エネルギー100%化達成を目指しています。環境省では、2018年6月に、公的機関としては世界で初めてのアンバサダーとしてRE100に参画し、環境省自らも使用する電力を2030年までに100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す取組を実施しています。

(4) カーボンフットプリント（CFP）

カーボンフットプリント（CFP）とは、製品・サービスのライフサイクル（原材料調達、生産、流通・販売、使用・維持管理、廃棄・リサイクル）全体を通じた温室効果ガス排出量をCO₂排出量として換算した値のことです。CFPの算定を行うことで、企業は、自社のサプライチェーンにおける排出量削減に向けた施策検討及び製品のブランディングに活用することができ、さらに消費者に対して、脱炭素の実現に貢献する製品やサービスを選択するために必要な情報を提供することができます。環境省では、CFPの普及に向けて、経済産業省と共に算定の方針をガイドラインとして示すとともに、算定・表示・削減に取り組む企業を支援するモデル事業を実施しています。また、2024年度からは、CFPの

更なる普及拡大のため、業界共通の算定・表示ルールの策定支援も行っています。さらに、企業によるCFPの積極的な表示と、CFP表示を通じた消費者とのコミュニケーションの促進を目的に、「カーボンフットプリント表示ガイド」を2025年2月に公表しました。このほか農林水産省では、環境省との連携の下、食品産業における温室効果ガス排出削減に関する取組が国内消費者の選択につながるよう、2024年度から、「加工食品共通CFP算定ガイド案」（2023年12月策定）を用いた算定実証を行い、2025年3月に加工食品共通CFP算定ガイドを取りまとめました。

(5) 中小企業の脱炭素経営支援

日本全体の雇用の約7割を支える中小企業は、日本全体の温室効果ガス排出量のうち約2割を占めています。このため、中堅・中小企業にも早期に脱炭素経営を実施することが求められている一方、多くは、ノウハウ・マンパワーが足りないなどにより取組が進んでいない状況にあります。こうした地域の中堅・中小企業に対しては、普段から接点を持っている地域金融機関等や商工会議所をはじめとする経済団体等の支援機関が地方公共団体と連携して、地域ぐるみでプッシュ型の支援をすることが効果的です。このため環境省では、各地域の特性を活かした地域ぐるみでの中堅・中小企業に対する脱炭素経営支援体制の構築を進めるモデル事業を2023年度から実施しており、2023年度は16件、2024年度は10件のモデル地域を採択し、これらの取組を支援しています。また、モデル事業で得られた知見を踏まえ、支援体制の構築から実際の支援までのノウハウや具体例をまとめた「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築ガイドブック」や、実際の支援に向けたきっかけ作りとなる支援機関向けの対話ツールを公表しています。

事例



【カーボンフットプリント】チヨダ物産

チヨダ物産は、2023年度のモデル事業においてビジネスシューズのCFPを算定し、算定結果について商品タグでの表示を行ったほか、自社ホームページでもCFPの解説を掲載しました。さらに、2024年度には、中小企業を中心とした同業他社と協働し、靴・履物のCFP算定・表示の共通ルールを策定するなど、取組を広げています。また、算定結果を受け、生産工場に太陽光パネルを設置し、CFPの削減にも努めています。

商品タグでのCFP表示



資料：チヨダ物産

CFPを表示した商品タグ



資料：チヨダ物産



【岡山県：CFPと組織単位の温室効果ガス算定を組み合わせた脱炭素経営支援】

自動車部品をはじめ温室効果ガス排出量の多い製造業が集積している岡山県の地域特性を踏まえ、特に温室効果ガス排出量の可視化に着目した脱炭素経営支援体制構築により、環境負荷低減と経済成長の両立を目指しました。2024年度は、岡山大学と中国銀行が旗振り役となり、岡山大学経済学部の学生が域内企業である岡山技研工業が製造する2種類の製品のCFP算定を行い、その成果を報告会により共有したほか、組織単位の温室効果ガス算定支援を実施しています。

岡山大学にて令和7年1月に開催した成果報告会

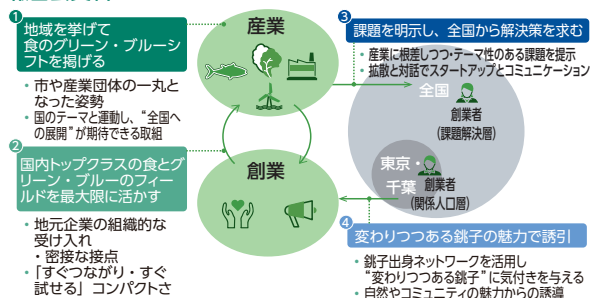


資料：岡山大学 GHG排出量可視化チャレンジ成果報告会

【千葉県銚子市：“食×グリーン・ブルー創業の地”を目指す脱炭素経営支援体制】

銚子は農業や漁業、食品加工を主要産業とする国内有数の「食」の地域であることに加え、日射量や風況に恵まれ、太陽光や風力発電等の再エネポテンシャルの高い地域です。一方で、人口流出による事業継承の課題が深刻化しています。このため脱炭素という観点から課題を解決し、「食×グリーン・ブルー創業の地」として銚子の魅力を打ち出していくために市や商工会議所、金融機関、再エネ関連事業者等が連携した支援体制（通称：事業継承・創業支援ラボ）を構築しました。2024年度は、各産業のキーパーソンが参画した全体ネットワーキングの場の設立、課題解決テーマごとの分科会の設置、創業者との協業の拠点となるインキュベーション施設との連携に向けた検討等を実施しました。

令和6年度地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築事業 最終報告会資料



資料：令和6年度地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築事業に係る最終報告会資料（銚子市事業承継・創業支援ラボ最終報告資料）

【愛媛県今治市：“人材エンパワメント×脱炭素”を楽しく推進する脱炭素経営支援体制】

今治市は脱炭素経営（経営コスト削減等）を女性等多様な人材の働きやすさ・働きがいにつなげることで、域内企業の人材不足や地域課題である女性転出超過の解消との同時実現を目指しており、それを担う人材育成を重視した支援体を市、金融機関、商工会議所と共に構築しました。2024年度は、カードゲーム形式でのワークショップや、脱炭素ロードマップ作成演習など実践的で楽しく脱炭素経営を学べるプログラムを実施しており、全て受講した19名を、今後今治市の脱炭素経営を牽引していく伝道師である「今治グリーンフェロー（愛称：バリグリ）」に認定しました。

今治市モデル事業成果報告会とバリグリ認定式（令和7年1月）



資料：今治市HP

3 自然再興を実現する経済への移行戦略

(1) ネイチャーポジティブ経済移行戦略

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済（ネイチャーポジティブ経済）への移行に向けて、企業による積極的な取組を後押しするとともに、国際的な議論と整合しつつ、ネイチャーポジティブの実現に資する経済社会構造への転換を促すため、関係省庁と共に、2024年3月に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を、主に以下の内容で策定しました。

[1] 企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

自然資本の保全及び持続的利用に取り組むことが、事業や組織のレジリエンス・持続可能性向上を通じて企業の価値創造に結びつくことを示しました。また、リスクへの適切な対応、自然資本の保全や活用に関する技術を活用した新規事業開発等によりビジネス機会を得た事例を紹介するとともに、その推計市場規模を示しました。

[2] ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押さえるべき要素

移行に当たって満たすべき要素を掲げることで、企業が取るべき行動の指針（何をゴールとし、何に留意して取り組むか、など）を示しました。

[3] 国の施策によるバックアップ

企業の価値創造プロセスへの自然資本の保全の概念の組み込みを関係省庁が連携して支援することについて、価値創造プロセスの各ステップにおける具体の施策例とともに示しました。

このネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえつつ、下記（2）における施策も含めた国によるバックアップを行い、また、国や各種ステークホルダー等が今後いつまでに何をすべきかの追加的検討や、特に優先的に取組実施等が必要と考えられる分野についてはリスク・機会等の整理も進めています。

(2) 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）等の動き

気候変動分野でのTCFDの提言に基づく開示の進展と並行して、自然分野に関しても、民主導でTNFDが立ち上がり、2023年9月には「提言」を含む自然関連財務情報の開示に関する一連の枠組みが示されました。また、気候変動分野でのSBTの動きに対し、その自然版であるScience Based Targets (SBTs) for Natureの基準策定が進んでいます。SBTs for Natureは、淡水・生物多様性・土地・海洋の4分野に関して、企業が生物多様性等の関連する国連の条約やSDGsに沿った行動ができるようにするための目標を設定する枠組みです。2024年6月には、淡水に続き土地利用の目標設定手法が公表され、その他の分野を含め開発が継続されています。今後、先進的な企業を始めとした取組が進むことで、こうしたTNFD提言を参照した開示の事例や、SBTs for Natureにのっとった目標設定の事例が増加していくことが見込まれるところ、環境省では、2023年度に引き続き、2024年度も、事業者向けに自然関連財務情報開示のためのワークショップを開催しました。また、2024年度は、気候関連財務情報開示を活かした自然関連財務情報開示支援モデル事業を通じて、更なる企業の情報開示の実施・高度化を支援・促進しました。

コラム  ネイチャーフットプリントの開発による“見える化”

ネイチャーポジティブの観点から、事業活動におけるサプライチェーン全体の自然環境への負荷の削減とその開示が進められていくことは、昆明モントリオール生物多様性枠組のターゲット15等の国際目標にも盛り込まれています。そのような状況のなか、削減や開示を目指す企業にとっての課題のひとつに、環境負荷の評価における「指標」に何を採用し、どのように算定するかというものがあります。

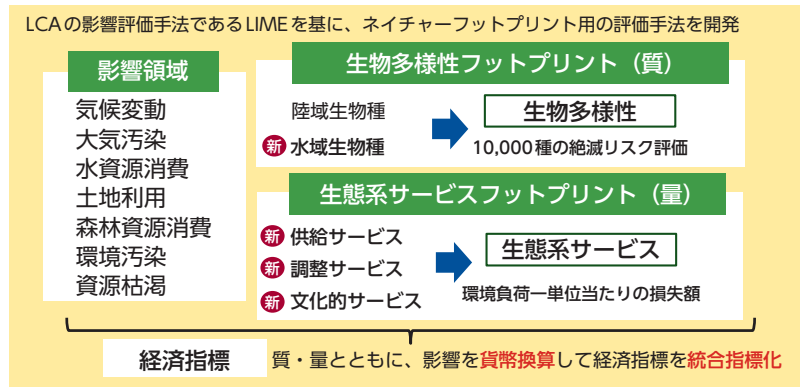
これまで事業活動における環境負荷の評価にライフサイクルアセスメント（LCA）の手法が用いられてきましたが、既存の手法は、地域ごとの特徴が反映されていない、生態系サービスに関する評価が含まれていないなどの課題がありました。

そこで環境省では、生物多様性と生態系サービスの双方に着目した環境負荷の評価手法、ネイチャーフットプリントの開発を早稲田大学等と進めています。この手法では、欧米で用いられている画一的な評価手法と比べ、水域性も含めた広範な生物種を始め、生態系サービスや地域ごとの特徴を詳細に反映できる設計としています。このため、日本国内においても、地域ごとの環境条件を踏まえた評価が可能となり、国内企業にとってもビジネスと自然の接点を正確に把握する機会となります。

国際的にも金融業界の投資判断において生物多様性への配慮が求められる傾向にあるなか、自然資本への依存度の高い企業等との取引が大きい金融機関においても、既存の手法にはないサプライチェーン全体における自然資本への影響と依存の双方に注目し定量分析を可能にするネイチャーフットプリントの活用を進めるべく、金融機関との意見交換も実施しています。

今後、ネイチャーフットプリントを活用した国内企業の環境負荷低減に資する取組の可視化を通じて、ネイチャーポジティブな取組が適切に評価される社会を目指します。また、ASEAN地域等を始めとした国際の場でもこの取組を発信していきます。

ネイチャーフットプリントの概念図



資料：早稲田大学提供資料より環境省作成

4 消費者の行動変容に向けた企業等の取組

(1) 「新たな成長」をもたらす環境価値を活用した経済全体の高付加価値化による経済成長への貢献

2024年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、物質的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の経済社会システム」から、無形の価値、心の豊かさをも重視した「循環・高付加価値型の経済社会システム」への転換を打ち出しています。その中でも基盤となるのは「自然資本」や「自然資本を維持・回復・充実させる資本」です。後者の資本は、自然資本の充実に貢献することを通じて、「ウェルビーイング／高い生活の質」に貢献する資本であり、さらには「環境対策につながるような資本」です。具体的には、再生可能エネルギー、省エネルギー、資源循環の関連設備、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造等に対する有形資産のほか、人的資本、市場調査データ、ブランド構築等の無形資産が含まれます。これらの資本には、あるべき、ありたい状態に向け、巨大な投資が必要であり、これらへの投資は、市場を通じてGDPを増加させるほか、脱炭素に向けた取組が世界で進む中、電動車・蓄電池、水素等の脱炭素に関連するビジネスは今後とも拡大することが想定され、そこでの優位性の確保は、雇用・賃金、産業競争力、GDP等を一層増加させます。

これまで市場において必ずしも評価されていなかった「環境価値」が、市場において評価され、環境価値の高い製品・サービスが消費者に選択されるようになれば、そうした製品・サービスの高付加価値化を通じ、経済成長につながることも期待されます（非市場的価値の内部化）。企業においても、環境投資を行い、環境価値を有するに至った製品・サービスが、消費者により市場において評価されることで、自然資本改善のためのサイクルに持続的に取り組むことが可能となります。「環境価値を活用した経済全体の高付加価値化」を進めるため、政府において、環境価値の見える化・情報提供、消費者の意識・行動変革、グリーン購入等の需要創出、さらには、必要に応じ、カーボンプライシング、支援、規制等の政策措置を講じ、市場のみに任せておいた場合に生ずる不都合（市場の失敗）を是正し、自然資本を改善する投資を促進していくことが必要となります。

こうした取組により、自然資本を改善し、1.5℃目標が達成される気候、健全な水・大気環境、豊かな生態系といった自然資本（環境）を維持・回復・充実させることを目指します。例えば、ZEHは、省エネ・創エネになるとともに、暮らしの快適さやヒートショック防止などの健康にもつながります。再生可能エネルギービジネスが、地域経済の活性化や地域コミュニティの促進、地域雇用の創出、災害時のエネルギー源確保につながっている場合もあることでしょう。

WEFの「The Future of Nature and Business (2020)」によれば、世界のGDPの半分に相当する44兆ドルが自然資本に直接的に依存しているとされています。自然資本は、社会経済活動、さらには「ウェルビーイング／高い生活の質」のベースとなるものであり、また、自然とのふれあいを通じた喜び、快適な水・大気環境の享受、巨大な風水害の回避等といった直接的な便益をもたらします。

このように、自然資本を維持・回復・充実させる資本・システムは、投資や雇用の拡大等の市場的な価値を通じ、また、改善された自然資本（環境）を通じた自然とのふれあいや快適な環境の享受等の非市場的価値の双方を通じて、「ウェルビーイング／高い生活の質」に貢献しつつ、非市場的な価値も含めたより幅広い豊かな意味において、社会を「新たな成長」に導いていくのです（図1-3-1）。

図1-3-1 環境価値を活用した経済全体の高付加価値化に向けた取組の例

「環境価値」が市場において評価され、環境価値の高い製品・サービスが消費者に選択されるようにすることで、「経済全体の高付加価値化」を通じた、「新たな成長」を目指す。そのための施策として、例えば下記のとおり。

1 環境価値の見える化・情報提供

- 機器の省エネ性能、有機農産物、森林認証等の表示
- 住宅・建築物の販売・賃貸時の省エネルギー性能表示の強化
- カーボンフットプリントガイドラインを踏まえたCFPの取組促進
- GX価値の算定・表示ルールの形成（国際的に調和されたルール形成を追求）
- プラスチック資源循環促進法に基づく製品の環境配慮設計の認定

2 消費者等の意識・行動変革

- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動
- 国民の本質的ニーズを把握し、環境価値を浸透させるためのマーケティング、ブランディング、人材育成等の無形資産投資の促進
- 食と農林水産業の持続可能な生産消費を進める「あふの環」プロジェクト



3 需要創出

- 政府・自治体等のグリーン購入
- 脱炭素先行地域や重点対策を通じた地域における需要創出
- 魅力的な自然環境を活用した感動と学びの経験と、利用拠点磨き上げによる、国立公園利用の高付加価値化

4 インセンティブ

- 導入初期段階等における支援（住宅断熱、高効率給湯器、電動車、ZEB・ZEH等）
- その際、補助スキームにおいて、GX価値等を評価することを検討

5 カーボンプライシング

- 成長志向型カーボンプライシングによるGX関連製品・事業の相対的競争力向上

6 規制・制度

- 住宅・建築物への省エネ基準適合義務化と段階的な引き上げ
- 省エネ法のトップランナー制度による機器の省エネ性能向上

資料：環境省

(2) 環境表示

環境表示とは、説明文やシンボルマーク、図表などを通じた製品又はサービスの環境主張のことであり、環境ラベルおよび宣言が含まれます。ISOでは、市場主導の継続的な環境改善の可能性を喚起することを目的に環境表示に関する4つのタイプの国際規格を制定しています。

第三者認証による環境表示は、「エコラベル（旧タイプI：ISO14024）」と呼ばれ、商品・サービスのライフサイクル全体を考慮した指標に基づく商品類型を策定しており、エコマークが我が国唯一のエコラベルです。2025年3月31日時点でエコマーク対象商品類型数は76、認定商品数は5万3,990となっています。

事業者の自己宣言による環境主張である自己宣言環境主張（旧タイプII：ISO14021）や民間団体が行う環境ラベル等については、各ラベリング制度の情報を整理・分類して提供する「環境ラベル等データベース」を引き続き運用しました。こうした中、農林水産省では、2024年3月から、農産物の生産段階における環境負荷低減の努力を評価し、分かりやすく表示する「みえるらべる」の取組の本格運用を開始しています。

製品の環境負荷を定量的に表示する環境表示としては2通りの宣言方法があります。複数影響領域を表す環境製品宣言（EPD：Environmental Product Declaration）（旧タイプIII：ISO14025）は、我が国では唯一、SuMPO EPDがあり、地球温暖化の単一影響領域を表す環境表示はカーボンフットプリント（ISO/TS14067）があります。

コラム EPD（Environmental Product Declaration；環境製品宣言）について

持続可能な社会に向けて近年、環境負荷のより少ない商品の普及への流れが加速しています。また、消費者保護の観点から、EUは2024年2月にグリーンウォッシング（実質を伴わない環境訴求）を禁止する指令を採択するなど、包括的な環境負荷低減に向けて、企業に対する社会の期待が拡大しています。

その中でEPD（環境製品宣言）は、ISO（国際標準化機構）が定める環境領域での標準に準拠し、中でも各製品の定量的環境情報の算定と第三者による検証、開示による可視化を主眼とした国際プログラムです。

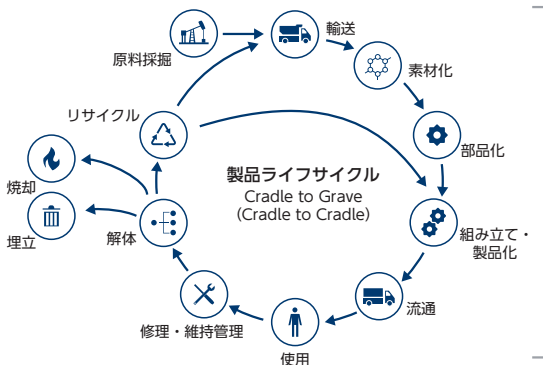
EPDの特徴はライフサイクルの各段階（原材料調達、製造、使用、廃棄・リサイクル等）において、企業がそれぞれの製品の環境影響評価を実施してサプライチェーンで情報を受けて渡していく点です。また、カーボンフットプリントのみならず、大気や水域への影響、有害化学物質の量なども含めた多領域での評価（LCA；ライフサイクルアセスメント）もEPDの特徴の一つです。製品群ごとの算定ルール策定のISO標準にも準拠することにより、製品ごとに統一の算定プロセスが明瞭化され、各国に展開されているEPDプログラムにおいて、共通の算定ルール重視の下、展開されており、国内においてはSuMPO EPDがあります。

現在、欧州においては、先行的に建築資材に対してEPDをベースとしたLCA情報の提供が求められるといった動きがあります。EPDは2024年1月時点で建築分野を中心に2万3,000件以上を数え、多くの日本企業も海外市場において、EPDが採用されているビジネスに対応しています。

LCAとカーボンフットプリント

ライフサイクルで製品の環境負荷を定量的に評価する手法

- ・ ISO14040及びISO14044を基盤とするLCA手法
- ・ ゆりかごから墓場まで（Cradle to Grave）、ライフサイクル全体で製品環境影響を科学的に定量評価
- ・ カーボンフットプリントは、気候変動に関する環境影響評価をさす。



資料：一般社団法人サステナブル経営推進機構（SuMPO）

環境への影響評価	
気候変動 (カーボンフットプリント)	酸性化
陸生生態毒性	都市域 大気汚染
土地利用(維持)	富栄養化
オゾン層破壊*	有害化学物質
水生生態毒性	光化学 オキシダント
土地利用(改変)	資源消費

EPDを取得した製品例

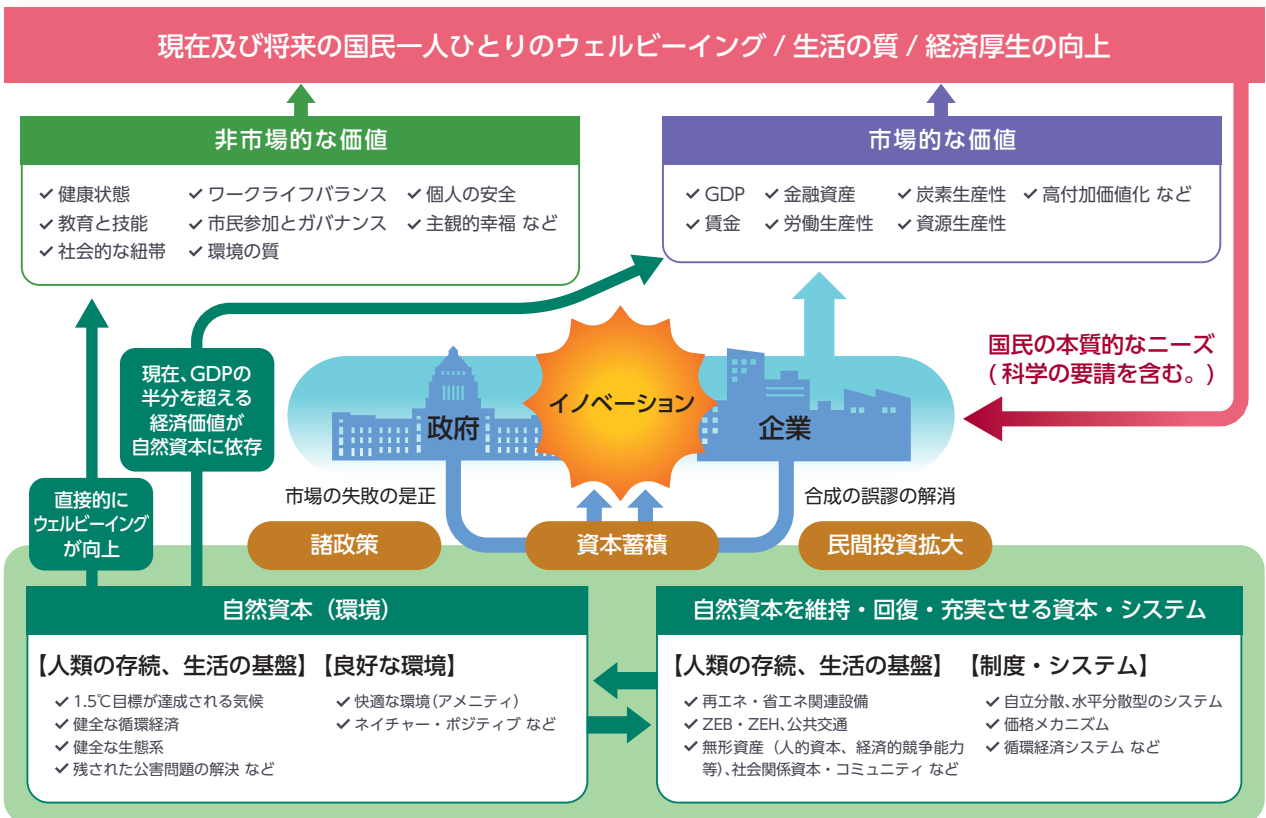


資料：一般社団法人サステナブル経営推進機構（SuMPO）

(3) 政府・市場・国民の共進化

自然資本を維持・回復・充実させていくためには、それに寄与するような有形・無形の資本（人工資本、人的資本等）やシステムについて、長期的な視点に立ち、あるべき状態・ありたい状態に向け拡充・整備していくことが必要です。例えば、地域環境と調和しながら導入された再生可能エネルギー設備は、温室効果ガスの排出削減と共に、海外の化石燃料依存を低減し、エネルギー安全保障に資するとともに、災害時にも役立ちます。自動車走行量等の低減に必要なコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造は、歩いて暮らせる高齢者にも優しい生活空間を提供します。環境負荷の少ない経済社会システムに不可欠な人的資本等の無形資産の充実、生産性の向上を促し賃金の上昇に寄与する可能性があります。システムとしては、例えば、カーボンプライシングなど市場メカニズムを活用したシステム、省エネや排出削減のための制度、国土・都市構造や土地利用に関する制度等があります。「自然資本」や「自然資本を維持・回復・充実させる資本・システム」は、「ウェルビーイング／高い生活の質」に貢献するものですが、同時に、国民がどのような「ウェルビーイング／高い生活の質」を真に欲するかをよく考え、そのためにあるべき、ありたい状態の「自然資本」や「自然資本を維持・回復・充実させる資本・システム」の実現に向けて行動していくことが重要です。両者は、お互いにポジティブな影響を与えながら、共に進化をしていく、いわば「共進化」ともいえる関係となることが望ましい、と言えます（図1-3-2）。

図1-3-2 自然資本を軸としたウェルビーイングをもたらす「新たな成長」のメカニズム

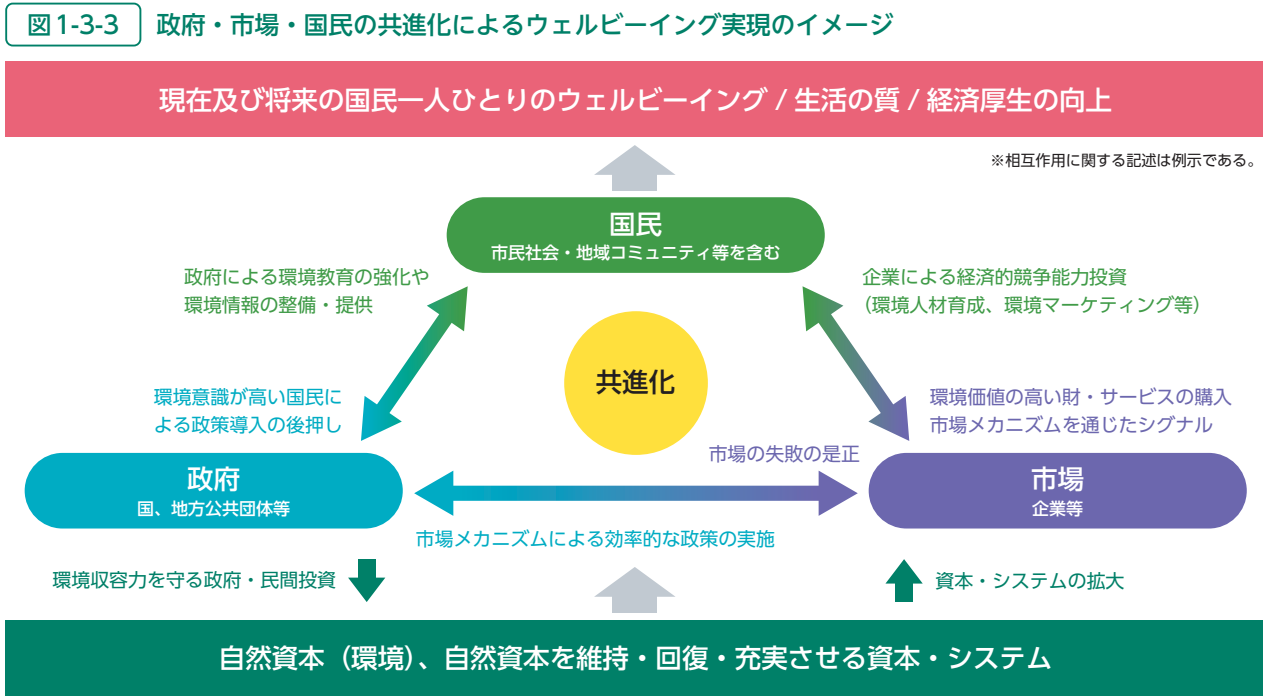


資料：環境省

持続可能な社会の実現に向けて環境・経済・社会の統合的向上を実現するためには、政府（国、地方公共団体等）、市場（企業等）、国民（市民社会、地域コミュニティを含む。）が、それぞれ当事者意識を持ち、対等な役割分担の下でパートナーシップを充実・強化していくこと、さらには、自主的、積極的に環境負荷の低減や良好な環境の創出を目指していくことが必要です。例えば、国民の環境意識が高くなれば、政府の環境施策の推進（市場の失敗の是正を含む。）を支持し、それを促すとともに、消費者、生活者としての国民が環境に配慮した商品やサービスを選択し、消費することが、企業のグリーン

イノベーションを促進して、結果としてグリーンな市場、グリーンな経済社会システムへの転換を促進します。その実現のためには、政府において、国民の環境意識の向上のための働きかけ、環境価値を適切に判断・評価するための情報の提供、行動変容を促す環境教育やESD（Education for Sustainable Development＝持続可能な開発のための教育）の推進、国民相互のコミュニケーションの充実、政策決定過程への国民参画、その成果の可視化がより重要になります。一方的な普及啓発ではなく、あらゆる主体が環境に配慮した社会づくりへの参加を通じて共に学びあうという視点が求められます。また、その学びあい等により、国民一人一人、市民社会、地域コミュニティの対応力や課題解決能力を高めていく（エンパワーされる）ことも可能となります。

さらに、世代間衡平性を確保する観点から、長期的な視点を持って若い世代の参加を促進するなど、将来世代の「ウェルビーイング／高い生活の質」を確保することも重要です。また、気候変動影響等の環境問題は、社会的経済的に脆弱な立場にいる人々により大きな影響を与える可能性があることから、環境政策においては誰もが公平に参画できること、その際、環境情報の充実、誰もがアクセスできるような情報公開が前提であり、その情報に基づき現状や課題に関する認識を共有して、「ありたい未来」であるビジョン、またそれに向けた取組の進展を評価し、共有することが必要となります。その上で、自主的、積極的な活動に加えて、取り残されそうになっている人々を包摂する施策や活動を通じて、全員参加型で環境負荷の低減や良好な環境の創出を推進していく必要があります（図1-3-3）。



資料：フィリップ・アギオン、セリーヌ・アントニン、サイモン・ブネル（著）、村井章子（翻訳）「創造的破壊の力ー資本主義を改革する22世紀の国富論」（2022年11月25日）、ラグラム・ラジャン（著）、月谷真紀（翻訳）「第三の支柱ーコミュニティ再生の経済学」（2021年7月20日）など参考に環境省作成

5 循環経済への移行を通じた持続可能なバリューチェーンの構築

(1) 循環経済及び資源効率性原則（CEREP）

近年、企業の環境に関する取組（気候変動対策、ネイチャーポジティブ、資源循環等）が拡大し、投資家や消費者の関心も高まる中で、企業価値や国際的な競争力を確保する観点から適切な情報開示や目標設定を行う重要性が高まりつつあります。欧州を中心に様々なバリューチェーンに関する規制や企業の情報開示等ルールが導入又は提案されており、グローバル企業を中心にバリューチェーンレベルでの循環性向上に関する取組も進んでいます。我が国の企業の国際的な産業競争力の強化のためには、国内外の成長資金が日本企業の取組に活用されるよう、市場参加者と協働しつつ、企業による資源循環につ

いて情報開示の促進など、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を進めることが重要です。

資源循環分野の情報開示や目標設定に関しては、2023年のG7広島サミットにおいて日本主導で作成・承認された「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」の中に、循環性指標に基づくバリューチェーンレベルのモニタリングと企業レベルでの循環性に関する情報開示が盛り込まれました。2023年11月に開催されたG7とB7のCEREPに関する合同会議でも、指標や情報開示のインフラ整備の重要性が共有され、さらに2024年のG7気候・エネルギー・環境大臣会合でも、比較可能な指標や情報開示スキーム等の提供を行うことがコミュニケで合意され、世界的に資源循環分野の情報開示やルール形成の重要性が高まっています。

- | | |
|-----|--|
| 原則1 | 全社的な循環経済・資源効率性戦略のためのリーダーシップ |
| 原則2 | 気候変動・生物多様性・汚染削減に関する戦略及び行動と循環経済及び資源効率性アプローチの統合 |
| 原則3 | リスクと機会の特定 |
| 原則4 | 循環・資源効率ビジネスへの移行 |
| 原則5 | モニタリング及びレポーティングの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>価値創造、ビジネスモデル、リスクと機会、効果、戦略、指標と目標、ガバナンス等の分野において、金融セクターや市民との透明性のある対話を促進するため、循環経済及び資源効率性をサステナビリティ・レポート等の全社的な情報開示に組み込む</u> ・ <u>バリューチェーン全体における循環性と資源効率性の進捗を、特定された関連指標に基づきモニタリングし把握する</u> |
| 原則6 | マルチステークホルダー・パートナーシップ及びエンゲージメント |

(2) 循環経済の国際ルール形成

世界的な経済団体である、持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）では、民間企業の循環性の情報開示スキームを含むGCPの開発を進めており、その初版を2025年11月に発表予定です。GCPとは、企業が循環性に関連する目標を設定し、関連情報を開示するための様々なフレームワークと基準を整理し、政策立案者や企業に向けて、企業の循環経済ビジネスの規模拡大と加速を阻む障害に対処するための実践的な政策手段を提供することを目的とした自主的枠組みです。WBCSDはこれまで循環移行指標（CTI）を策定しており、CTIはISO59020（循環経済－循環性能の測定と評価）規格でも参照されるなど広く活用されています。ISO/TC323等でのサーキュラーエコノミーに関連する国際標準化の取組を、日本からの提案によりイニシアティブを発揮しつつ、諸外国と協力して進めています。昨年5月には、日本提案によるビジネスモデルとバリューネットワークの移行に関するガイダンス（ISO59010）を含む規格等が発行に至っています。本年3月には、上記規格を補完する新規規格「バリューネットワーク構築に関するガイダンス規格」を提案しています。

環境省は2024年2月にWBCSDとGCP開発に関する協力覚書に署名しており、GCP開発に参画するWBCSDの日本企業と連携しつつ、今後当該情報開示スキームの開発に貢献していきます。また、日本の国際競争力に重要かつ循環性向上による環境負荷削減効果が大きい製品等のバリューチェーンを特定し、関連企業の協力の下、対象バリューチェーンの循環性指標及び環境負荷削減効果推計方法を2026年度末までに開発することを目指しています。さらに、日本が主催したG7資源効率性アライアンス会合において、国際機関やG7各国で循環性指標及び企業の情報開示に関する議論を行い、この分野の重要性及び国際協調の必要性が強調されたところです。これらを通して、循環経済の国際ルール形成を主導し、日本企業への投資促進や世界の循環経済市場における日本企業の競争力強化につながることを期待されます。

第4節 持続可能な社会への移行に必要な科学技術・イノベーション、スタートアップ支援

2020年1月に策定された「革新的環境イノベーション戦略」を受け、環境・エネルギー分野の研究開発を進める司令塔として、2020年7月から「グリーンイノベーション戦略推進会議」が開催され、関係省庁横断の体制の下、戦略に基づく取組のフォローアップを行ってきました。また、第203回国会での2050年カーボンニュートラル宣言を受け、2020年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（以下「グリーン成長戦略」という。）が報告され、2021年6月には、更なる具体化が行われました。

グリーン成長戦略においては、革新的技術の研究開発・実証から社会実装までを継続して支援する2兆円のグリーンイノベーション基金やネット・ゼロに向けた投資促進税制等の措置のほか、重要分野における実行計画が盛り込まれています。

具体的には、洋上風力・太陽光・地熱産業（次世代再生可能エネルギー）、水素・燃料アンモニア産業等のエネルギー関連産業に加え、自動車・蓄電池産業、半導体・情報通信産業等の輸送・製造関連産業のほかに、資源循環関連産業やライフスタイル関連産業等の家庭・オフィス関連産業に係る現状と課題、今後の取組方針等が位置付けられました。

環境省において、高品質GaN（窒化ガリウム）基板の製造からGaNパワーデバイスを活用した超省エネ製品の商用化に向けた要素技術の開発及び実証、低コスト化を達成するための技術開発等、先端技術の早期実装・社会実装に向けた取組を推進しているほか、次世代エネルギーの社会実装に向け、地域資源を活用して製造した水素を地域で使う地産地消型のサプライチェーンを構築する実証を実施しています。また、環境省、国立環境研究所、JAXAの共同ミッションとして実施している温室効果ガス観測技術衛星GOSATは、2009年の打上げ以降、二酸化炭素やメタンの濃度を全球にわたり継続的に観測してきました。2018年には、観測精度向上のための機能を強化した後継機GOSAT-2が打ち上げられ、現在、これらのミッションを発展的に継承したGOSAT-GWについて、2025年度前半の打ち上げを目指して開発を進めています。GOSATシリーズから得られるデータを利用して、大規模排出源の特定やパリ協定に基づく各国の排出量報告の透明性の確保を推進し、脱炭素社会への移行を目指しています。また、資源循環関連産業に係る取組として、バイオプラスチックの利用拡大に向け、2021年1月に「バイオプラスチック導入ロードマップ」を策定し、バイオプラスチックの現状と課題を整理するとともに、ライフサイクル全体における環境・社会的側面の持続可能性、リサイクルを始めとするプラスチック資源循環システムとの調和等を考慮した導入の方向性を示しました。バイオプラスチックの導入促進に向け、技術実証や設備導入の支援を実施し、社会実装を推進しています。さらに、2024年5月に成立し、公布された二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）の全面施行に向けた下位法令等の整備を進めるとともに、CCUS／カーボンリサイクルの早期社会実装に向け、CO₂の分離・回収から輸送、貯留までの一貫した技術の確立や、廃棄物処理施設から出る排ガスのCO₂を利用して化学原料を生成し、社会で活用するモデルの検討や実証事業等に取り組めます。

また、持続可能な社会の実現に向けては、自然再興・炭素中立・循環経済の各分野及びこれらの統合的推進のための様々な技術的課題等を解決するイノベーションの創出と社会実装を行うスタートアップ（以下「環境スタートアップ」という。）に対する支援が重要です。環境省では、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づくSBIR（Small/Startup Business Innovation Research）制度等を踏まえ、成長ステージに応じた、研究開発・事業化支援、優れた環境スタートアップ起業の表彰、事業化段階における信用付与や株式会社脱炭素化支援機構による投融資等のシームレスな環境スタートアップ支援を行っています。また、2024年度より新たに既存企業からの出資を要件にしたオープンイノベーション枠を設け、事業化の促進を図っています。

事例

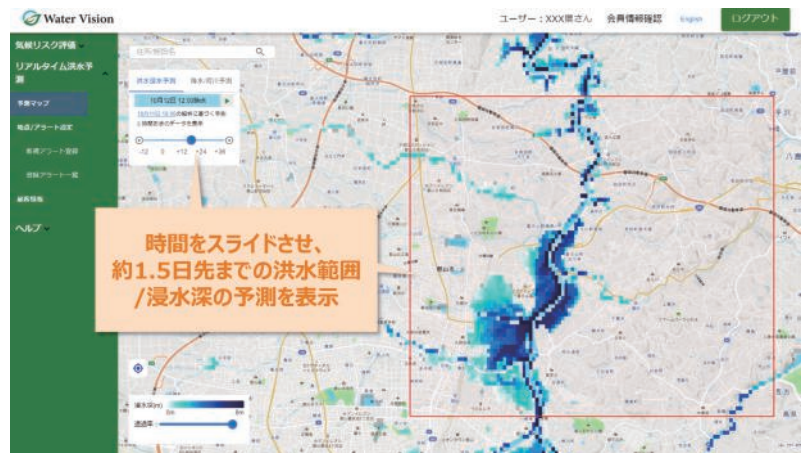


環境スタートアップ大賞環境大臣賞 (Gaia Vision)

環境省では将来有望な環境スタートアップへの表彰等による、新たなロールモデルの創出や事業機会の拡大の支援を目的として、2020年度より環境スタートアップ大賞を実施しています。2023年度に環境大臣賞を受賞したGaia Visionは、洪水シミュレーション技術や、気候データ分析技術を活用した気候変動リスク分析プラットフォーム「Climate Vision」やリアルタイム洪水予報ソリューション「Water Vision」を提供してい

ます。拠点のリスク管理やグローバルサステナビリティ開示対応を行う製造・物流・金融業界等で広く利用されており、気候変動適応における高い技術力と社会的なインパクトが評価されました。

Water Vision



資料：Gaia Vision

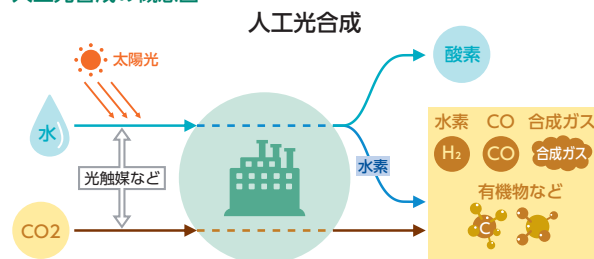
コラム



人工光合成

CCU技術の一つとして、人工光合成が注目されています。人工光合成は、太陽光と水を用いて、エネルギー蓄積反応を利用し、CO₂が発生しない水素等のエネルギーやCO₂還元生成物であるオレフィン等の有用化合物を合成する技術であり、日本においても研究開発が進められています。光触媒や太陽電池に太陽光が当たることにより生じた電気エネルギーから水分解などにより目的生成物を生成する手法や太陽光から特定の物質を生成する能力を持つ微生物を活用する手法など、様々な手法が存在します。現在、環境省においては、人工光合成技術を活用したCO₂電解技術の開発・実証を進めています。

人工光合成の概念図



資料：環境省

コラム  人流データ

近年の情報通信技術の発達に伴って、スマートフォン等の端末から得られるビッグデータを脱炭素まちづくりに活用する動きもあります。

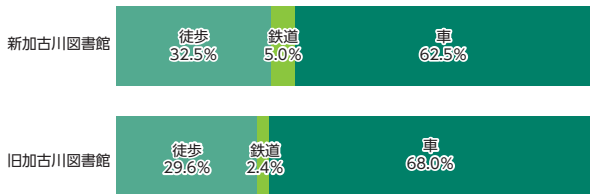
環境省においても、事業者と連携しつつスマートフォン等から得られる移動に関するデータ（人流データ）を地方公共団体等に提供し、コンパクト・プラス・ネットワークの推進など、地域の脱炭素化に活かしてもらう取組を進めており、以下はその一例です。

- ・兵庫県加古川市では、都市機能の集約等を目的として2021年に加古川駅から徒歩12分の場所にあった図書館を駅前に移転させました。その際にかつての図書館に来訪する人たちの交通手段の変化を比較したところ、車によりアクセスする人の割合は移転前の68%から移転後は62%に減少するとともに、若い女性による活用が進んだことも示されました。
- ・富山県富山市においては、2020年～2023年にかけて収集した人流データを用いて富山市内の移動の状況について詳細に分析を行いました。その結果、徒歩移動の範囲が半径600m付近を境に大きく減っていることが明らかになりました。現在、富山市においては、民間事業者や県と連携して、ちょうど徒歩移動の外周にあたる川沿いの整備を始めとした賑わいの創出、ウォーカブルの促進に取り組んでいます。

人流データを活用した脱炭素まちづくりの推進に関しては大きく [1] 行政機能の集約等によるコンパクトなまちづくりの推進、[2] 電車やバス等の公共交通の利活用促進、[3] 市域の中心部におけるウォーカブルの推進等が考えられます。

人流データを活用したマーケティング等は既に民間の事業者等により取組が進められていますが、今後地方公共団体においても、企画部門や都市計画、健康福祉、環境部署が連携してこうした脱炭素まちづくりに取り組むことが期待されます。

図書館来訪時の移動手段（加古川市）

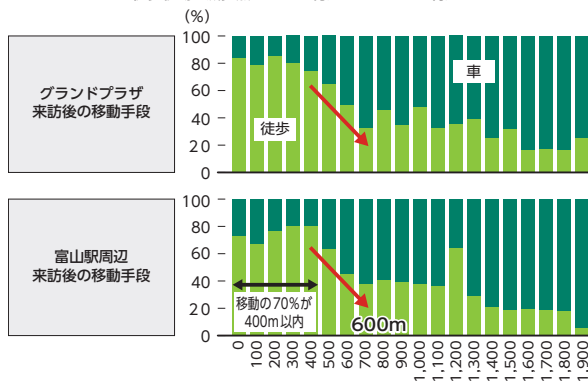


※図書館来訪前120分の行動からトリップを抽出し、交通手段を判定
 ※日のべの来訪人数より構成比率を算出（ex.1人が期間中に3日来訪した場合は3とカウント）

資料：環境省

グランドプラザ及び富山駅周辺来訪後の移動手段（富山市）

徒歩移動の減少点は600m付近であることを特定。



資料：環境省

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）は「いのち輝く未来社会のデザイン」をメインテーマとし、ポストコロナ時代の新たな社会像を提示していくことを目指しています。また、「未来社会の実験場」というコンセプトの下、会場を多様なプレイヤーによる共創の場とすることにより、イノベーションの誘発や社会実装を推進しようとしています。

本コンセプトの具体化に向けた環境分野の取組として、再エネ水素を使ったメタネーション実証事業の実施や福岡館と連携した環境にまつわるバーチャルコンテンツの展示を行っております。また、本年9月にはネイチャーポジティブに向けた取組に関する展示や、資源循環や海洋プラスチックごみ対策に資する取組等の展示等を行います。

とりわけ、シグネチャーパビリオンの一つである福岡伸一氏プロデュースの「いのちの動的平衡館」と連携したバーチャルコンテンツの展示では、web上において、環境上の異変が起きている森・海・都市等をフィールドに、環境問題にまつわるいくつかの問いかけに対して、自分自身の考え方に沿って分岐路を選択しながらゴールを目指します。ゴールでは、問いかけへの回答から導き出された自身に適した環境配慮アクションを行動指針としてユーザーに提案するなど、ゲーム体験を通じて楽しみながら環境保全に対する理解促進と行動変容を促すコンテンツを展開しています。

環境省では大阪・関西万博の機会を捉えて、我が国の優れた環境技術や我が国の目指す未来像について引き続き発信していきます。